

【特記事項】

第32条

1 一般事項

1.1 適用

本特記事項は、千葉都市モノレール(株) 回生電力貯蔵装置整備工事【製造・据付】に適用する。

1.2 工事概要

・殿台変電所

- | | |
|---------------|----|
| (1)電力貯蔵装置製造 | 一式 |
| (2)電力貯蔵装置据付工事 | 一式 |
| (3)各種試験 | 一式 |

1.3 工事場所

千葉都市モノレール(株) 殿台変電所

所在地:千葉県千葉市若葉区殿台町200番地

1.4 工期

契約締結の翌日から2022年 1月31日まで

1.5 工事内容

- ・電力貯蔵装置一式の製造
- ・製造した装置の据付・配線工事
- ・各種試験・検査

1.6 工事条件

- (1) 工事費には機器代金、工事代金及び保管・試験・検査費等全てを含むものとする。
- (2) 現場事務所を設置する場合は、変電所内の用地を無償で貸与する。尚、現場事務所を運営する光熱費及び通信費等は施工業者の負担とする。
- (3) 既設の変電所付帯設備(電力管理システム)の改修は別工事にて対応し、その費用は工事費に含めないものとする。
- (4) 各種機器は契約と同時に製作を開始し必要な試験を終了させ現地搬入までの保管に必要な経費を工事費に含めるものとする。
- (5) 機器据付、ケーブル配線等新設及び撤去については昼間作業を基本とする。
- (6) 調整試験、機器への主回路・制御線接続については夜間作業を基本とする。
- (7) 官庁検査・消防検査等、運用前の必要となる検査の助成費用は、工事費に含まれるものとする。
- (8) 工事期間中又は使用前の官公庁による検査及び立会い、並びに届出書類の作成及び手続きの助成を行うこと
- (9) 工事終了・及び中間検査(装置製造)後に完成図書を速やかに監督員へ提出すること。
なお、提出する完成図書の種類及び部数は、監督員の指示による。
- (10) 各年度ごとに、中間検査を実施し、出来高の支払いをする。
- (11) 現地調査を行い現状設備を十分に理解し、関係法令及び基準類を遵守して施工する。
- (12) 設計図書、施工方法、使用材料等に疑義が生じた場合、速やかに監督員に報告をし、指示を受けること。
- (13) 主回路等の接続作業に伴い、遮断器の引き出し、断路器の操作等が必要になる場合は原則として施工業者にて行うこと。
- (14) 実運用に支障が出ないように漏れなく各種試験を行うこと。
- (15) 変電所、電力管理システムと全ての協調をとること。
- (16) 機器運用開始3ケ年は、各種設定、データ算出、試験調整等の技術支援を行うこと。
- (17) 運用前に現地にて機器取扱いの説明を行うこと。
- (18) 変電所更新工事と同時進行で今工事を行うため、更新工事施工会社と十分な打ち合わせをすること。(保護連動等各種試験含む)

1.7 本工事は、千葉市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年4月1日条例10号)により、議会の可決を得たときは、千葉市は本契約を成立させる旨の意思表示をするものとし、その意思表示により千葉都市モノレール株式会社は落札者と契約を行う。

ただし、議会の可決をえられないとき、この契約は無効となり千葉都市モノレール株式会社は損害賠償の責を負わない。